

平成19年度第1回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>只今から、平成19年度第1回愛知県学校法人等助成審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、委員20人中18人の委員にご出席をいただいておりますので、愛知県学校法人等助成審議会条例第4条第3項の条件を満たし、有効に成立いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、会長さんから、ご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>次に、県民生活部長から、ご挨拶を申し上げます。</p>
県民生活部長	<p>(県民生活部長あいさつ)</p>
事務局	<p>審議に入ります前に、前回の審議会以降、委員の一部に異動がありましたので、新たに委員にご就任いただきました方々をご紹介申し上げます。</p> <p>(委員紹介)</p>
事務局	<p>それでは、審議会条例第4条第2項により、会長が議長となることとなっておりますので、会議のお取り回しを会長様にお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じます。</p> <p>審議に先立ちまして、運営要領第5条の規定に基づき、会議録署名人を会長が指名することになりますが、大変お手数ですが、今回は二村委員と磯村委員を署名人として指名させていただきたいと思っております。</p> <p>二村委員、磯村委員、署名人をお引き受けいただきますでしょうか。</p> <p>(両委員承諾)</p>
会長	<p>続きまして、会議次第5の「平成19年度愛知県私学振興関係予算」について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(平成19年度愛知県私学振興関係予算について説明)</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会長	只今の説明につきまして、ご質問がございましたらご発言ください。
委員	予算関係資料の2頁の中ほどの私立専修学校高等課程授業料軽減貸付金の1人当たり金額が高等学校に比べて少ないがこの差はどこから出るものか。
事務局	補助額については、乙 区分で公私格差1:2を基準としている。授業料の違いにより、高等学校が専修学校より高くなっている。
委員	経常費補助金の1人当たり単価が高等学校の304,700円と専修学校高等課程の123,700円と大きな差がある。同様に補助金を出すという考え方をお願いしたい。来年度以降は差を縮めてほしい。
事務局	予算の算定方法などに違いもありますが、検討していきたい。
会長	ご質問も尽きたようですので、会議次第6の諮問事項の審議をお願いします。本日、ご審議いただきます事項は、お手元の「学校法人等に対する助成について(諮問)」のとおりであります。 それでは、諮問番号19-1「平成19年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」、事務局からご説明をお願いします。
事務局	(平成19年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について説明)
会長	それでは、只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問があればお伺いしたいと存じます。
委員	資料3頁の高等学校の1学級当り単価と1学校当り単価とあるが、金額について、お聞きしたい。
事務局	1学級当り単価は、209,400円であります。1学校当り単価については、生徒数840人未満は5,599,000円、840人以上1,320人未満は6,221,100円、1,320人以上は6,843,200円であります。
委員	今回の諮問には了承しているが、来年度に向けて経常費補助について考えていただきたいのでご意見を申し上げたい。 経常費補助金は平成11年に15%カットになったことにより、生徒1人当たり単価が全国5位以内から、44位になり現在が続いている。 下がった分が、学校の財政収支を圧迫している。 確かに授業料補助と併せると全国2位であるが、東京都は経常費補助金は2位で同じ不交付団体の愛知県とは大きな差がある。これは早急に是正される必要が

発 言 者	発 言 要 旨
会長	<p>ある。</p> <p>また、経常費補助には、授業料を上げるとペナルティがかかる問題がある。経常費補助金を11年度以前の水準に戻していただきたいが、早急に戻すのがむづかしいのなら応急的な措置として、授業料のペナルティをはずしていただきたい。経常費補助が少ない分を、授業料で自主的に収入の確保ができるようになる。</p> <p>埼玉県は経常費補助は少ないが、授業料によるペナルティがない。学校間によっては、授業料に2倍の開きがある。</p> <p>県に対して来年度以降、私学助成に対する考え方を抜本的に変えるよう検討いただくようお願いしたい。</p> <p>貴重な意見も出されたので、事務局でも検討いただきたいと思います。</p>
部長	<p>経常費補助金についての問題点は、認識している。</p> <p>この点については、私学助成に関する打ち合わせ会において、検討を進めているところであるので、その中で対応していきたい。</p>
会長	<p>ご質問も尽きたようですので、審議を終了し採決したいと存じます。</p> <p>只今の諮問番号19-1「平成19年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」は、原案を可とすることに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
会長	<p>ご異議なしと認め、本案件につきましては、「原案を可とする。」旨の答申を知事に提出することとします。</p> <p>続きまして、次の諮問に移る前に、只今の私立経常費補助金の配分方法に関連しますので、会議次第7の報告(1)「平成19年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」及び(2)「平成19年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(報告事項(1)(2)について説明)</p>
会長	<p>それでは、只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問があればお伺いしたいと存じます。</p> <p>特に、ご質問もご意見もないようですので、以上とさせていただきます。</p> <p>(以降、会議非公開につき掲載いたしておりません。)</p>